

宇土市工事等競争入札有資格業者の指名停止について

1 指名停止を受けた業者

熊本県熊本市中央区国府 1-11-7

株式会社 トーニチコンサルタント 熊本事務所

所長 折井 浩彦

2 指名停止措置の期間

令和8年3月10日から

令和8年9月9日まで 6か月

3 事実行為

株式会社トーニチコンサルタントは、他の入札参加業者らと共同し、特定跨線橋点検等業務の入札において、遅くとも令和3年（2021年）2月19日以降、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年（2025年）12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた（株式会社トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用あり）。

4 指名停止措置の理由

このことが、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）の別表第2第2項「独占禁止法違反行為」に該当するため指名停止措置を行うもの。

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 2 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

【問合せ先】

宇土市企画財政部財政課契約管財係

電話：0964-27-3309